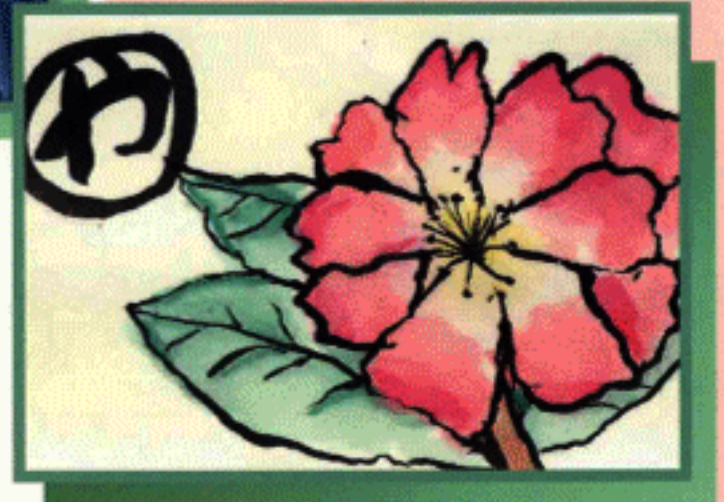
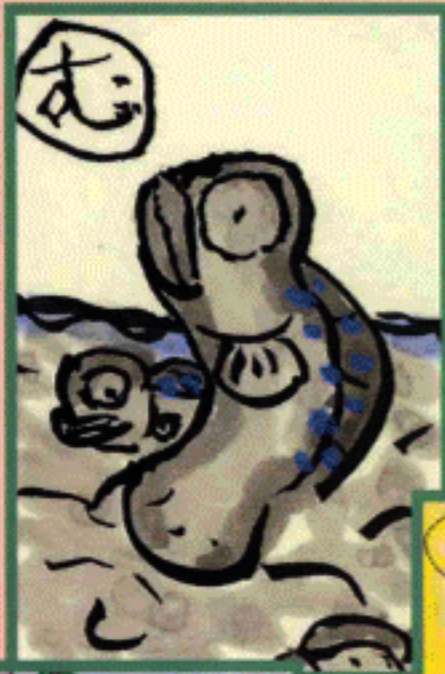


大牟田市交通バリアフリー基本構想



2002年（平成14年）3月
大牟田市

はじめに

本市では、平成8年度に「大牟田市第三次総合計画」を策定し、10ヶ年に渡るまちづくりの方向性を示しています。この中で「九州をつなぐ多機能都市おおむた」をキャッチフレーズにまちづくりを進めてまいりました。本年度からはこの計画の後半期に当たり、後期基本計画を策定し、その計画の視点の一つである、「ユニバーサルデザインのまちづくり」におきまして「公共施設等について、だれに対してもやさしい施設づくり」を積極的に進めることを目指しています。



現在、我国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しています。その中でも、本市の高齢化率は全国レベルに比べて非常に高い数値を示しており、本格的な高齢社会となっています。また、障害者と障害のない者とが同等に生活、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められています。このため、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっています。

このような状況を踏まえ、本市では「大牟田市交通バリアフリー基本構想」を策定し、だれにとってもやさしく住みよいまちづくりを推進するための施設整備の方向性を決めました。

この基本構想は、平成12年11月に施行されました「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（すなわち、交通バリアフリー法）に基づき、JR大牟田駅、西鉄大牟田駅、西鉄新栄町駅を中心とした徒歩圏域における交通バリアフリーに関する具体的なエリア、経路を設定し、施設整備の方向性を定めています。本市では、この基本構想に基づき平成22年（2010年）を目標年次として、公共交通事業者や各施設管理者等と連携を図り、交通のバリアフリー化を促進するための諸施策を総合的に講じていきますので、皆様には、ご理解・ご協力をお願いします。

おわりに、交通バリアフリー現地点検・ワークショップ及びパブリックコメントなど市民の皆様との協働により、この基本構想を策定できたことは誠に喜ばしいことと思っています。また、基本構想の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成14年3月

大牟田市長 栗原 孝

大牟田市民憲章

私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田の町をきすくすため、この憲章を定めます。

- 一、活気ある豊かな町にしましょう。
- 一、自然と調和したきれいな町にしましょう。
- 一、教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。
- 一、親切的な、心あたたかい町にしましょう。
- 一、きまりを守り明るい町にしましょう。

昭和五十七年七月二十一日制定

■ノーマライゼーションとは

- ・障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすること。
- ・障害がある人が特別視されることなく、社会に生活する個人として地域で生活し、行動できること。

●ユニバーサルデザインとは

- ・改善または特殊化された設計することなく、能力あるいは障害のレベルにかかわらず、最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすい環境と製品のデザイン。

●バリアフリーとは

- ・障害のある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
もともとは段差解消などハード面（施設）の色彩が強いが、広義には障害者の社会参加を困難にする障害の除去（ソフト面の思いやり、気持ち）を含む。（総理府「障害者白書」）
- ・現在は、「ユニバーサルデザイン」を理想としつつ、「バリアフリー」の観点で実績を積み上げていこうとしている。

（ユニバーサルデザインとバリアフリーとの違い）

- ・バリアフリーはもともとあったバリアを取り除くこと、それに対しユニバーサルデザインは最初から取り除かれている（特別な調整をしない）ことを指す。

（例）

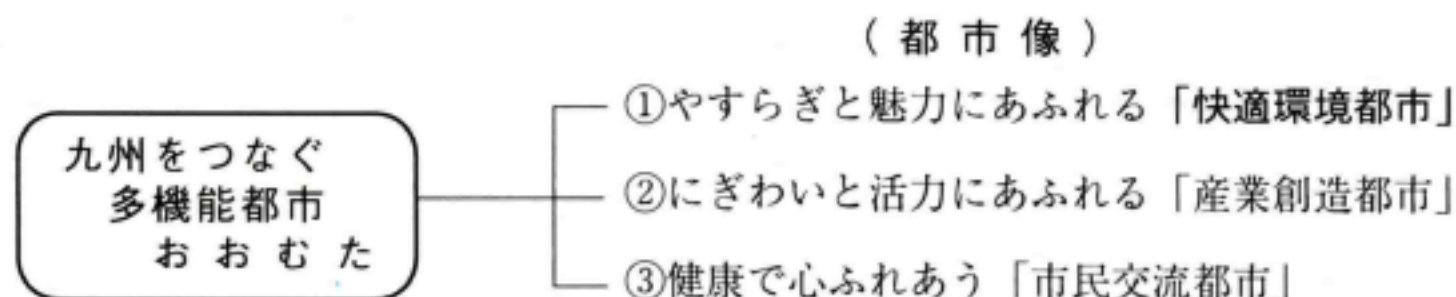
- 超低床バス（ユニバーサルデザイン）とリフトつきバス（バリアフリー）

1. 交通バリアフリー基本構想策定の背景と目的

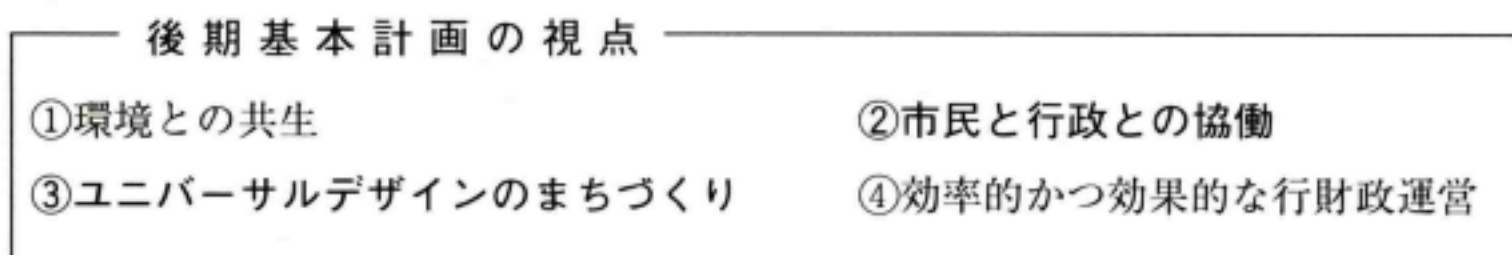
(1) 基本構想策定の必要性

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・本市におきましては、平成8年度に「大牟田市第三次総合計画」を策定し、10ヶ年に渡るまちづくりの方向性を示しています。
- ・この中では、「九州をつなぐ多機能都市おおむた」をキャッチフレーズに三つの都市像を掲げてまちづくりを進めています。



- ・本年度からはこの計画の後半期に当たり、後期基本計画を策定し、その計画の視点として、以下の4つの視点をもって住みよいまちづくりの推進に努めています。



- ・とりわけ「ユニバーサルデザインのまちづくり」におきましては、「公共施設等について、バリアフリーをさらに進めて、だれに対してもやさしい施設づくり」を積極的に進めることを目指していますが、本市の高齢化の進行は著しく、また、身体障害者等も含めて自立した日常生活や社会生活を営む環境を整備することが急務となってきました。

●交通バリアフリー法の制定

- ・交通バリアフリー法すなわち、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日施行）においては、平成22年（2010年）を目標に利用者の多い駅（5,000人/日以上）や電車、バス、その駅の周辺地区（「重点整備地区」）内の道路、信号機等のバリアフリー化を積極的に推進することを定めています。

●交通バリアフリー基本構想の策定（目標年次 平成22年）

- ・本市では「交通バリアフリー法」の施行を機会として、まずは、利用者の多い鉄道駅を中心とした地区について、平成22年（2010年）を目標とした

「大牟田市交通バリアフリー基本構想」

を策定し、だれにとってもやさしく住みよいまちづくりを推進するための施設整備の方向性を定めることとしました。

(2) 本市の高齢化と身体障害者の動向

●人口の減少と15年先を行く大牟田市の高齢化の進行

- ・本市は、明治以降、石炭採掘とこれを利用する化学コンビナートを中心とした工業都市として発展してきましたが、エネルギー政策の転換や産業構造の変革等により、本市の人口は1959（昭和34）年の20万8千人をピークに以降減少を続け、現在では約14万人にまで減少しました。
- ・この人口減少は就業機会の減少による生産年齢人口層（15才～64才）を中心とした人口の流出等によるものが大きな原因と考えられますが、この結果として、本市の高齢化率は、1995（平成7）年において22%にまで達しており、この高齢化率は全国の将来推計値の2010（平成22）年と同値であり、大牟田市の高齢化は15年先のレベルに達しているともいえ、すでに「超高齢社会」と呼ばれる域にまで達しています。

▼ 高齢化率（65才以上の人口の割合）の将来推計 (%)

	1995 (H7)	推 計 値			
		2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
全 国	14.5	17.2	19.6	22.0	25.2
福 岡 県	14.8	—	—	—	—
大牟田市	22.0	24.5	25.8 (H16)	—	—

資料) 全国の推計値は「H13年版高齢社会白書」による

大牟田市の推計値は「大牟田市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」(H12.3)による

●100人に5人弱の方が何らかの障害を持っています

- ・本市の保健福祉部が把握しています身体障害者数は、年々増加の傾向にあり、平成13年度において約6,800人にのぼります。障害の部位で最も多いのは肢体不自由に関する障害で、全体の半数以上を占めています。
- ・2000（平成12）年の市の人口は、138,629人ですが、人口100人当たり4.9人の方が何らかの障害を持っています。
- ・なお、内部障害者についても、「日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける場合は、交通バリアフリー法の対象となる」とされています。

▼ 身体障害者数 (H13.3.31 現在)

上段：人数
下段：%

視覚障害	聴覚障害	言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1,146	632	99	3,458	1,416	6,751
(17.0)	(9.4)	(1.5)	(51.1)	(21.0)	(100)

注) 平成12年の国勢調査人口は138,629人であることから人口100人当たり4.9人の方が何らかの障害を持っています。

注) 「内部障害」とは主に心臓や腎臓等の内臓の障害

資料) 「大牟田市の福祉」(H12年版)

2. 重点整備地区の設定

(1) 特定旅客施設の設定

●大牟田市内の特定旅客施設は JR 大牟田駅、西鉄大牟田駅、西鉄新栄町駅の 3 駅が該当します。

- ・大牟田市内には旅客施設として鉄道駅が 9 駅、三池港の渡船場が 1 箇所あります。
- ・要件①の 5,000 人/日以上（特定旅客施設）に該当する駅は 3 駅です。
- ・しかし、5,000 人/日未満の駅においても本市の高齢化率を適用して、高齢者の利用客数を推計し、②の要件（730 人/日以上）に該当するか否かの確認を行いました。該当しませんでした。

鉄道駅	要件①		要件②（推計値）		高齢化率（％） （高齢者人口/居住人口）		
	1日当たりの平均乗降客数（人） （平成11年）		1日当たりの高齢者利用客数（人）		大牟田市	全国	
			大牟田市	全国平均			
JR九州 (H11年)	大牟田	7,515	1,653	5,000人/日 ×（全国平均高齢化率） =5,000×14.6% =730人/日	大牟田市	22.0	
	銀水	2,021	445		全国	14.6	
	吉野	1,408	310		資料) H7国勢調査		
西日本鉄道 (H11年)	大牟田	12,071	2,656		「特定旅客施設」の設定要件 ・以下の要件のいずれかに該当するもの ①1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上 ②当該施設を利用する高齢者又は身体障害者の人数が上記要件①に該当する施設と同程度以上 ③上記要件①、②の他、旅客施設の利用状況から事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるもの		
	新栄町	6,384	1,404				
	銀水	1,233	271				
	東甘木	792	174				
	倉永	2,148	473				
	渡瀬	630	139				
三池港		187	41				
備考		A	A×22%				

(2) 特定旅客施設周辺の主要施設の設定

- ・本市における特定旅客施設を中心とした徒歩圏内(約 700～800m圏)において高齢者、身体障害者等の利用が認められる主要施設は以下のとおりです。

大牟田駅 周辺施設	官公庁施設	大牟田市役所、大牟田市保健所、労働福祉会館、公共職業安定所、社会保険事務所、大牟田郵便局、大牟田税務署
	医療施設 (救急病院指定)	大牟田市立総合病院、永田病院
	文化施設	大牟田文化会館、カルタックスおおむた中央公民館
	健康増進施設	市民体育館
新栄町駅 周辺施設	商業施設等	・新栄町商店街、栄町商店街 ・ショッピングセンター（ゆめタウン大牟田） ・銀座通り商店街、百貨店（松屋） ・オームタガーデンホテル
両駅間を 結ぶ施設		・国道 208 号沿いの商店街や銀行等の業務施設

(3) 特定経路の設定

- ・「特定経路」とは特定旅客施設の出入口位置と主要施設の立地する用地の境界までの間を結ぶ移動経路のことで、一般交通用施設（道路、駅前広場、通路等）によって構成されています。

(特定経路設定の考え方)

- ①特定旅客施設と主要施設間の最短経路を原則とする
- ②現状における歩道等の整備状況を勘案する
- ③鉄道利用者の一般的な利用経路を勘案する
- ④バリアフリー現地点検時における高齢者、身体障害者等の経路選定上の意見を反映する

(4) 重点整備地区の設定

- ・ 特定旅客施設は、1日の乗降客数5,000人以上のJR大牟田駅、西鉄大牟田駅、西鉄新栄町駅の3駅としました。
- ・ 重点整備地区は、これらの3駅を中心とする徒歩圏内（約700～800m圏）にある官公庁、医療施設、文化施設、商業施設等の主要施設および3駅を起点としてこれらの主要施設間を結ぶ特定経路を構成する道路や駅前広場、連絡橋等の施設を含む南北約2km、東西約700mの地区としました。
- ・ なお、大牟田駅（JR、西鉄）と西鉄新栄町駅は離れていますが、駅間の距離は約1.1kmと近く、また、両駅からの利用施設が重なり合うことに配慮して、ひとつの重点整備地区としました。

●大牟田駅、西鉄新栄町駅を中心とした一体的な地区

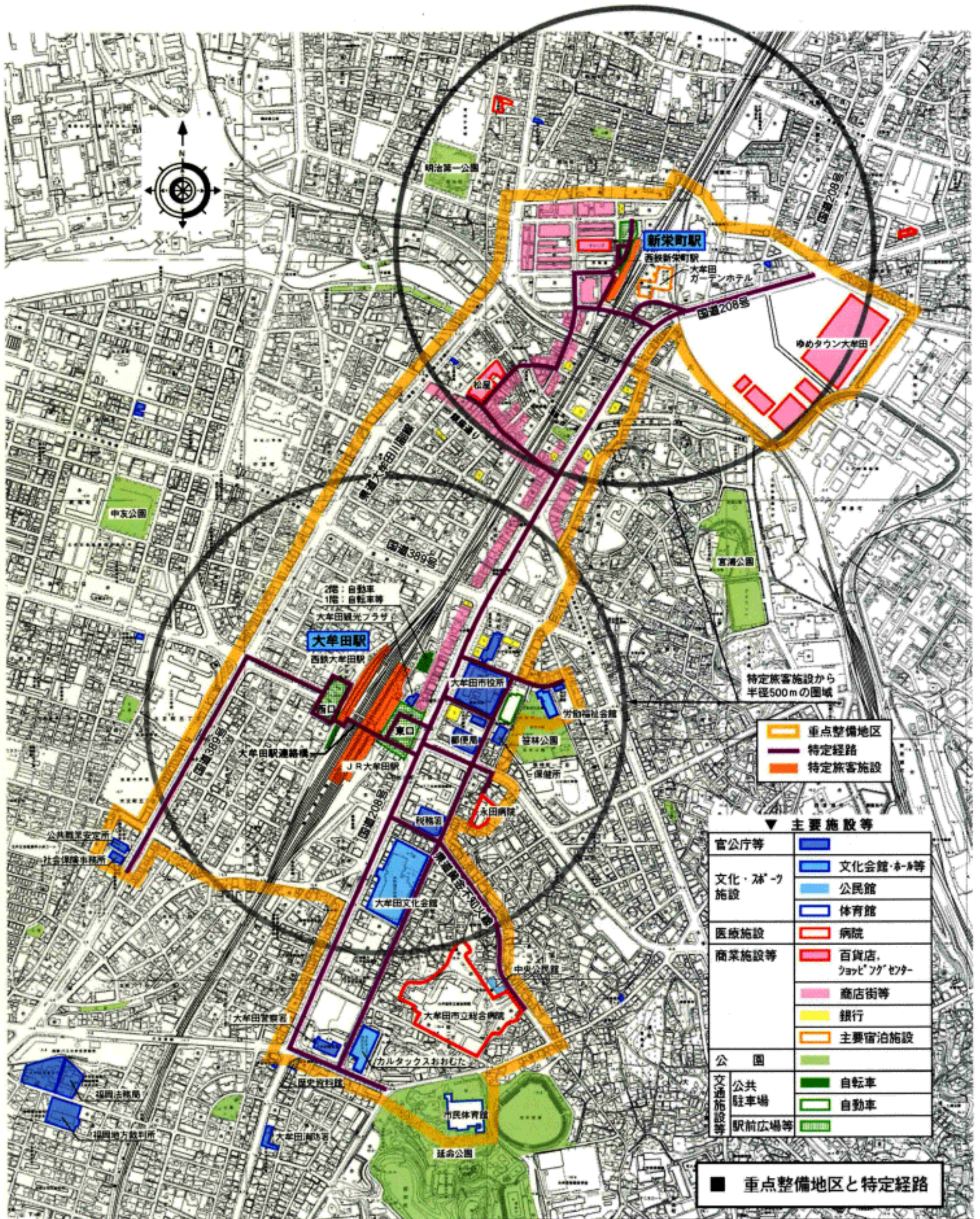
- ・ 本市の重点整備地区は、大牟田駅（JR、西鉄）および西鉄新栄町駅を一体的に取り囲み、主要な官公庁、医療、文化施設、商業施設等の高齢者、身体障害者等も含め多くの人々が利用する主要施設が集積している中心市街地に対応する地区となっています。
- ・ 本市において、現在策定中であり「大牟田市中心市街地活性化基本構想」における中心市街地地区とほぼ同じ圏域になっています。

●駅の施設や設備、周辺の道路にはバリアフリー化施策の必要性が高い

- ・ 重点整備地区内の鉄道駅の設備や駅と主要施設間を結ぶ経路（特定経路）においては、バリアフリー現地点検等を実施して、エレベーター等の昇降設備の未設置、広場内と道路の段差・こう配の改善、歩道等の有効幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの改善、信号機の改善、運行案内設備の充実等、様々な改善をすべき箇所や区間が明らかになっており、その整備が求められています。

●バリアフリー施策は中心市街地活性化に寄与する

- ・ 従いまして、これらの問題箇所や区間の整備は、高齢者、身体障害者等の移動の安全性の向上や社会参加・消費・勤労等の活動を支援するのみならず、本地区を他地区に先駆けて重点的に整備することにより、中心市街地地区の都市空間の質の向上や交通アクセス機能の向上等交通環境が整うことで、だれもが気軽に訪れることができるまちを目指し、まち全体のバリアフリー化を推進することで、中心市街地が大牟田市の顔としての機能の再生や中心市街地の活性化に寄与することが期待できます。



- 重点整備地区
- 特定経路
- 特定旅客施設

▼ 主要施設等

官公庁等	
文化・スポーツ施設	 文化会館・ホール等
	 公民館
	 体育館
医療施設	 病院
商業施設等	 百貨店、ショッピングセンター
	 商店街等
	 銀行
	 主要宿泊施設
公園	
交通施設等	 自転車
	 自動車
駅前広場等	

重点整備地区と特定経路



3. 移動円滑化上の課題の整理

- ・電車や車両の乗降口から主要施設への移動経路上の問題点を改善するための課題を以下のように設定しました。

階段部における高低差の解消

- ・移動経路上において階段部の高低差が大きい（5m以上）ところでは、高齢者、身体障害者等の利便性や安全性の向上を図るため、高低差を解消するエレベーター等の昇降機の整備が必要です。

- ①旅客施設の跨線橋や駅ビルの階段部への対応
- ②大牟田駅連絡橋等の立体横断施設の階段部への対応

歩行空間の有効幅員や平坦性の確保

- ・移動経路を構成する歩道、横断歩道、通路やプラットフォームにおいては、車いすが充分すれ違える様な幅員の確保や路面、駅舎・駅ビルと歩道との接続部等において平坦性が確保できる様に段差やこう配の改善が必要です。
- ・有効幅員の確保については、歩道上の障害物となる駐輪・駐車車両、商品、看板等への対応が必要です。

安全で安心な誘導・案内方法の確立

- ・特に身体障害者には障害部位に応じた安全な誘導や安心できる情報の提供が必要です。

①視覚障害者誘導用ブロックの改善

- ・主要施設への連続的設置、ブロックの規格や色彩の改善、障害物となる駐輪・駐車車両やバス停ベンチ、商品、看板等の移動や整理

②歩道横断時の誘導方法の改善

- ・信号機の改善（音響式への改善や歩行者用青時間の延長等）
- ・横断歩道のマーキングの改善等

③歩車道の分離

- ・歩車道境界部を縁石等（15cm以上の高さ）で連続的に区画

④階段や通路における手すりや点字プレートの設置や改善

⑤案内情報提供設備の改善

- ・プラットフォーム上及び車中での列車の運行情報の提供
- ・道路の経路案内板の改善
- ・バス停の運行・系統案内板の改善

⑥券売機の改善（主に車いすや視覚障害者対応）

車両乗降時の段差や隙間の解消

- ・車いすがスムーズに乗降できるようプラットフォームと電車の乗降口の間にスロープ板が必要です。
- ・低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入に際しては、バス停部の歩道高の改善が必要です。

4. バリアフリー化の目標

- 本市の第3次総合計画においては、「九州をつなぐ多機能都市おおむた」をキャッチフレーズとして将来の都市像を実現するため、「環境との共生」、「市民と行政との協働」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「効率的かつ効果的な行財政運営」をまちづくりの視点として重視しています。その中で以下の2つを本市におけるバリアフリー化の基本理念とします。

本市における
バリアフリー化の基本理念

- ①市民と行政との協働
- ②ユニバーサルデザインのまちづくり

- 「大牟田市交通バリアフリー基本構想」を定める上で、上記の2つの視点を基本理念として高齢者、身体障害者等の意見を反映させながら、以下に示す3つの大きな基本的方向を定め、バリアフリー化事業の推進に努めます。

■バリアフリー化の基本的な方向

だれにとってもやさしく住みよいまちづくりの推進

- 本市のまちづくりの基本理念のひとつである「ユニバーサルデザインのまちづくり」は、高齢者、身体障害者等にやさしい施設面の整備と市民全員が他者を思いやる心を持ち、行動するまちづくりを意味しています。このため、ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、各関係団体との調整を行いながらバリアフリー化事業の一体的・効率的実施を推進します。

中心市街地活性化に寄与するバリアフリー化の推進

- 本市の中心市街地は、人口の流出や商業施設の吸引力の低下等によって空洞化が進行し、本市の都市活動を支える上で非常に大きな問題を抱えています。中心市街地の活性化を支えるひとつの視点としてだれもが気軽に訪れることができるまちづくりが必要です。このため、都市空間の質や交通アクセス向上の面から中心市街地の活性化を支えるための施策が必要で、歩行空間のバリアフリー化と合わせてタウンモビリティによるやさしいまちづくりを推進します。

タウンモビリティ：商店街をバリアフリー化して、電動スクーターや買物カートを貸し出し、ベンチを配置し、さらには必要に応じて介助者を同伴させるなど商店街を高齢者、身体障害者等をはじめだれでも利用しやすくするためのシステム

市民と行政による高齢者、身体障害者等の自立的活動を支援する体制づくりの推進

- 市民と行政が同じ問題意識を持ち、まちづくりに取組めるよう情報の共有や施策の立案段階、事業の計画段階等あらゆる段階において、市民と行政との協働システムの構築が求められています。このため、バリアフリー化施策の立案、事業の計画等各段階において、情報の公開に努め、市民参加の機会や市民意見の反映の場を増やします。また、高齢者、身体障害者等の自立的な活動を支援するボランティア活動体制の拡充と次世代を担う若い方々を含めた市民全員にバリアフリー意識の向上や醸成を図ります。

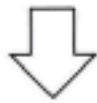
■ 基本構想におけるバリアフリー化の目標設定の流れ

交通バリアフリー法における基本構想作成上の留意事項

- ①目標の明確化 ②都市計画との調和（大牟田市都市計画マスタープラン(策定中)）
- ③地方公共団体の総合計画との整合性（大牟田市第3次総合計画）
- ④地方公共団体のバリアフリー化に関する条例、計画、構想等との調和
- ⑤各種事業の連携と集中実施 ⑥高齢者、身体障害者等市民意見の反映

高齢者、身体障害者等市民意見の反映等

- ①バリアフリー現地点検の実施とワークショップによるバリアフリー化プランの作成
- ②バリアフリー構造基準への適合性のチェック



第3次総合計画との整合性

- キャッチフレーズ
「九州をつなぐ多機能都市おおむた」
- 後期基本計画の視点
 - ①環境との共生
 - ②市民と行政との協働
 - ③ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ④効率的かつ効果的な行財政運営

移動円滑化上の課題

- ①階段部における高低差の解消
- ②歩行空間の有効幅員や平坦性の確保
- ③安全で安心な誘導・案内方法の確立
- ④車両乗降時の段差や隙間の解消

関連計画

- 老人保健福祉計画
 - ・人にやさしいまちづくりの推進
- 障害者長期行動計画
 - ・道路等生活空間の確保
 - ・移動・交通手段の確保

中心市街地活性化基本構想（策定中）

- 基本方針
 - ①「都市の顔」づくり
 - ②「にぎわい」の創出
 - ③「まちのコミュニティ」の醸成
- 中心市街地整備の目標として
 - ユニバーサルデザインの推進

だれもが気軽に訪れることができるまちを目指し、まち全体のバリアフリー化を推進

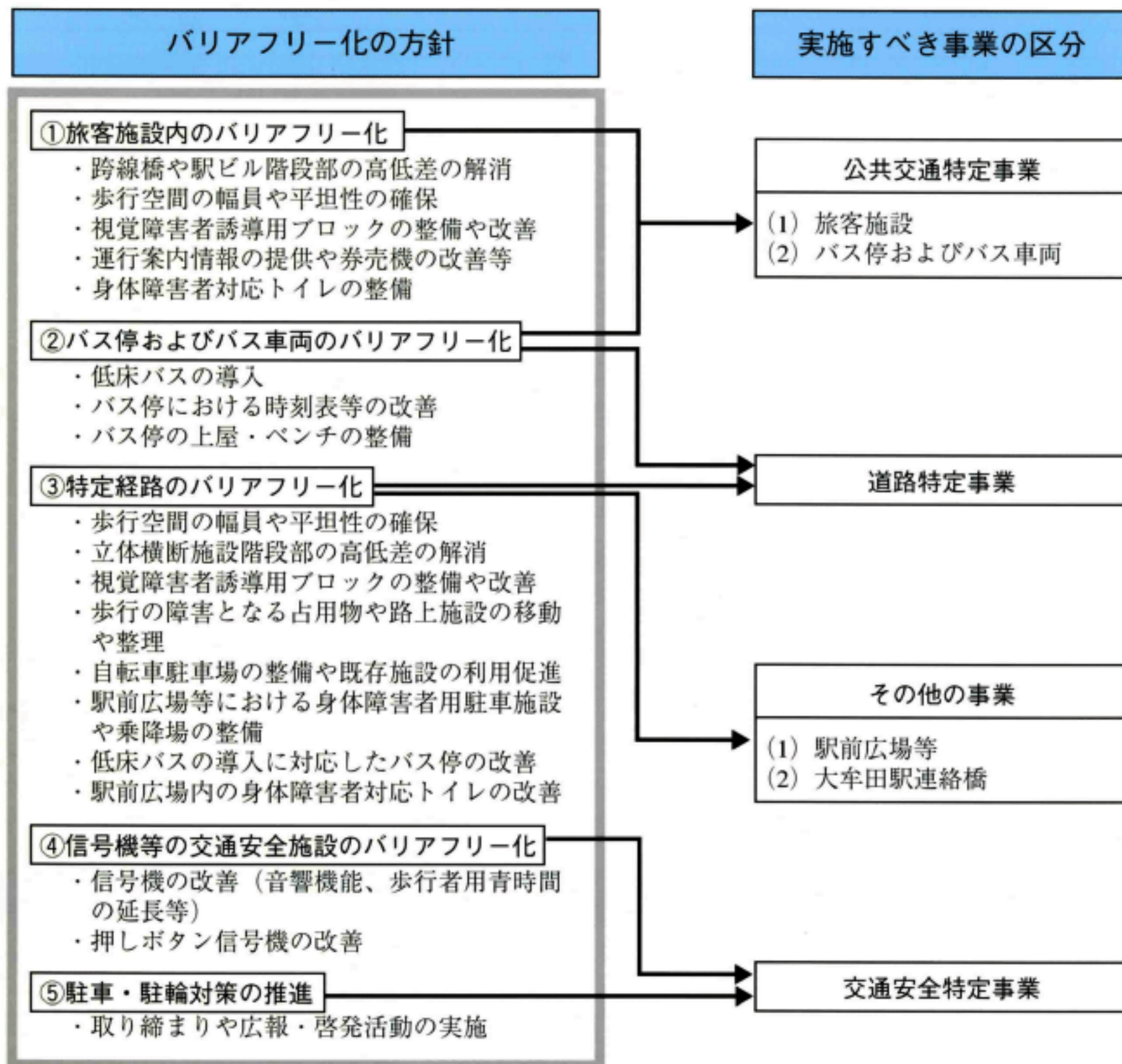
■本市におけるバリアフリー化の目標

●基本理念	①市民と行政との協働	②ユニバーサルデザインのまちづくり
●バリアフリー化の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ●だれにとってもやさしく住みよいまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、各関係団体との調整を行いながら、バリアフリー化事業の一体的・効率的実施 ●中心市街地活性化に寄与するバリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間のバリアフリー化事業と合わせてタウンモビリティによるやさしいまちづくりの推進 ●市民と行政による高齢者、身体障害者等の自立的活動を支援する体制づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動体制の拡充 ②市民意見の反映の機会増進、市民参加によるバリアフリー意識の醸成や向上活動 	

5. 実施すべき事業

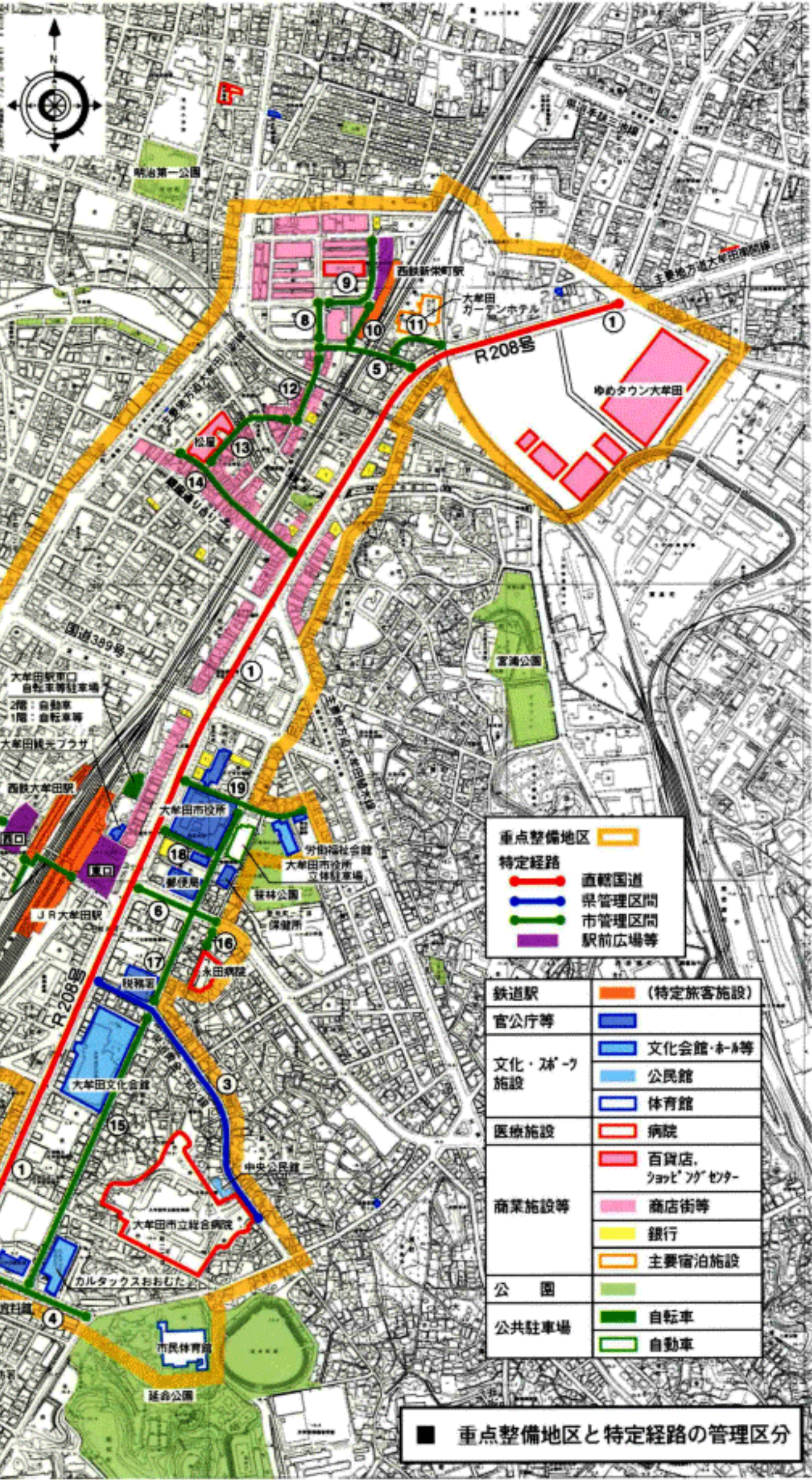
(1) バリアフリー化方針と実施すべき事業区分との対応

- ・交通バリアフリー基本構想において実施すべき事業に関する記載事項について、バリアフリー化方針に基づき、各々の方針を特定事業区分およびその他の事業に対応させて整理しました。



▼ 特定経路を構成する路線名称

一般国道	208号(直轄管理)	①
	389号(県管理)	②
一般県道	黄金不知火線	③
1級	浄真町橋線	④
	旭町3丁目新栄町線	⑤
2級	不知火町1丁目一浦町線	⑥
	本町4丁目新地町線	⑦
市道 その他	新栄町2号線	⑧
	新栄町3号線	⑨
	新栄町6号線	⑩
	旭町3丁目1号線	⑪
	新栄町本町2丁目線	⑫
	栄町1丁目本町2丁目線	⑬
	築町大正町1丁目線	⑭
	不知火町2丁目浄真町線	⑮
	不知火町1丁目2号線	⑯
	上町1丁目不知火町1丁目線	⑰
	不知火町1丁目3号線	⑱
	有明町2丁目曙町線	⑲



重点整備地区	オレンジ色
特定経路	色別
	直轄国道
	県管理区間
	市管理区間
	駅前広場等

鉄道駅	オレンジ色	(特定旅客施設)
官公庁等	青色	
文化・スポーツ施設	水色	文化会館・ホール等
	淡青色	公民館
	藍色	体育館
医療施設	赤色	病院
	赤色	百貨店、ショッピングセンター
商業施設等	赤色	商店街等
	黄色	銀行
	黄色	主要宿泊施設
公園	緑色	
公共駐車場	緑色	自転車
	黄緑色	自動車

■ 重点整備地区と特定経路の管理区分



(2) 特定事業に関する事項

- ・重点整備地区内の特定旅客施設、特定経路に関する特定事業の方針は、以下に示すことを基本とし、個々の実情に応じた個別事業を適宜実施していきます。

公共交通特定事業に関する事項

- ・公共交通特定事業は、旅客施設に関するものと車両に関するものとがあります。
- ・公共交通特定事業は、公共交通事業者が基本構想に即して公共交通特定事業計画を作成し、その事業を進めることとなります。

■旅客施設

JR 大牟田駅	跨線橋	①階段部にはエレベーター等の昇降設備を設置します。 ②通路の平坦性を確保します。 ③手すりの設置や改善を行い、点字プレートを設置します。
	プラットホーム	①路面の平坦性を確保します。 ②可変式情報表示装置を設置します。 ③車いす用の乗降用スロープ板を常備します。
	駅舎部	①西口のスロープの手すりを改善します。 ②西口の視覚障害者誘導用ブロックを改善します（色）。 ③車いす対応の券売機を設置します。 ④西口のJRと西鉄の券売機の区分を明確にします。
西鉄大牟田駅		①プラットホーム路面の平坦性を確保します。 ②車いす対応の券売機を設置します。 ③西鉄とJRの券売機の区分を明確にします。
西鉄 新栄町駅	階段部	①エレベーター等の昇降設備を設置します。 ②手すりに点字プレートを設置します。
	プラットホーム	①路面の平坦性を確保します。 ②車両とのすき間が大きい箇所については、警告するための設備を設けます。
	駅舎部	①視覚障害者誘導用ブロックを設置します。 ②車いす対応の券売機を設置します。 ③身体障害者対応トイレを設置します。

■バス停およびバス車両

バス停	①時刻表や経路案内板の老朽化したものについては改善を行います。 ②バス停の上屋やベンチの設置については、道路管理者等と協力しながら整備を進めます。
バス車両	①低床バスの導入を進めます。

- 「低床バス」とは： ノンステップバスやワンステップレベルのスロープ付きバス
 ノンステップバス： 乗降口にステップ（階段）がなく電動式のスロープ板を利用することにより、車いすが自力で乗車が可能
 ワンステップバス： 乗降口にステップが1段しかなく手動式のスロープが出て、車いすに乗ったまま乗降ができる。電動式車いすの場合自力で乗降が可能

■職員に対する教育・訓練

- ①高齢者、身体障害者等への適切な対応を図るための研修や教育・訓練を行います。

道路特定事業に関する事項

- 道路特定事業は、各々の道路管理者が基本構想に即して道路特定事業計画を作成し、その事業を進めることとなります。

注) 以下の路線名の後についている①～⑱の番号は、「■重点整備地区と特定経路の管理区分」の図 (P.10) と対応しています。

■国道 208 号 (①) (国土交通省福岡国道工事事務所)

- ①道路の段差やこう配等を改善し、歩道の平坦性を確保します。
- ②視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を行います (誘導方法、形状)。
- ③バス停のベンチの設置については、バス事業者と協力しながら整備を進めます。
- ④低床バスの導入と合わせてバス停部の歩道の嵩上げを行います。
- ⑤新電線類地中化計画に従い、電線類の地中化の整備を進めます。

■国道 389 号 (②) / 県道黄金不知火線 (③) (福岡県大牟田土木事務所)

(国道 389 号)

- ①道路の段差を改善し、歩道の平坦性を確保します。
- ②視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を行います (誘導方法)。

(県道黄金不知火線)

- ①道路の段差やこう配等を改善し、歩道の平坦性を確保します。
- ②歩道の拡幅を行います。
- ③視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ④電柱や信号柱等を施設管理者と協力しながら、適切な位置に配置します。

■市道 (大牟田市)

- ①歩道の拡幅や新設等を行います。
- ②道路の段差やこう配等を改善し、歩道の平坦性を確保します。
- ③視覚障害者誘導用ブロックの設置や改善を行います (誘導方法、形状、色)。
- ④電柱や街灯等を施設管理者と協力しながら、適切な位置に配置します。

▼ 特定経路を構成する市道

浄真町橋線	④	新栄町本町 2 丁目線	⑫
旭町 3 丁目新栄町線	⑤	栄町 1 丁目本町 2 丁目線	⑬
不知火町 1 丁目一浦町線	⑥	築町大正町 1 丁目線	⑭
本町 4 丁目新地町線	⑦	不知火町 2 丁目浄真町線	⑮
新栄町 2 号線	⑧	不知火町 1 丁目 2 号線	⑯
新栄町 3 号線	⑨	上町 1 丁目不知火町 1 丁目線	⑰
新栄町 6 号線	⑩	不知火町 1 丁目 3 号線	⑱
旭町 3 丁目 1 号線	⑪	有明町 2 丁目曙町線	

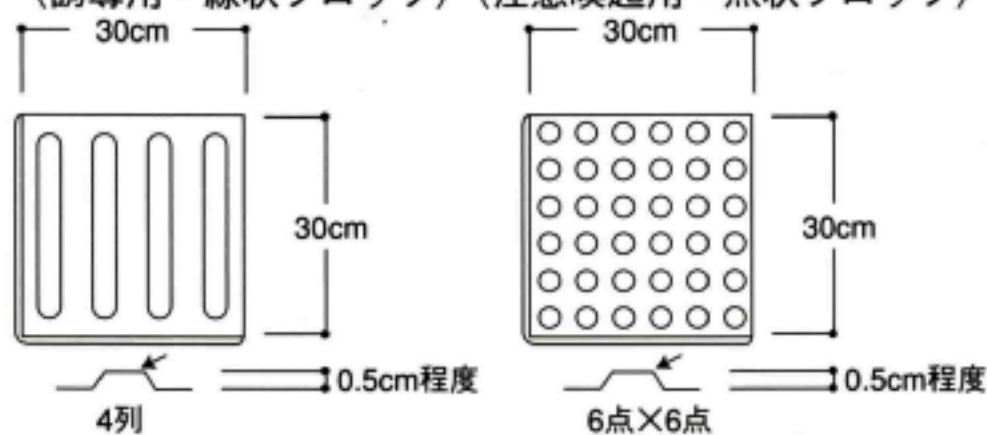
■歩道上の占用物や駐輪対策

- ①市民・商店主の協力を得ながら、放置自転車、路上の商品、ゴミ等の障害物への対策を行います。

■視覚障害者誘導用ブロックの基準

(1) 形状・寸法 (JIS T9251 に準拠する)

(誘導用・線状ブロック) (注意喚起用・点状ブロック)



資料)「福岡県福祉のまちづくり条例手引書」
(条例施行：平成10年4月1日)

(2) 色彩

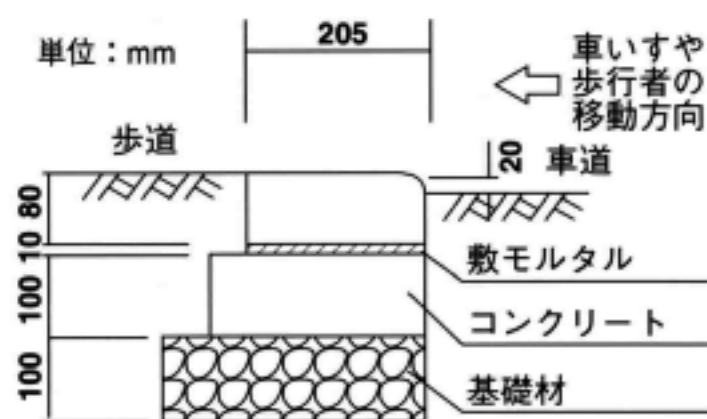
・視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色または、その他の周囲の路面との輝度比等の大きい色とする。

「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」

(平成12年11月15日 建設省告示)

注) 両突起の角の面取り半径 (図中矢印の箇所) は2mm以下とする。

■歩車道境界ブロックの構造 (自転車歩行者用乗入部) の例



資料)「土木構造物標準設計」
(平成13年4月1日、福岡県土木部)

交通安全特定事業に関する事項

・交通安全特定事業は、県公安委員会が基本構想に即して交通安全特定事業計画を作成し、その事業を進めることとなります。

■信号機等の整備

- ①視覚障害者のための音響式信号機への改善を行います。
- ②高齢者や車いす利用者等のための歩行者用青時間の延長機能をもった信号機への改善を行います。
- ③押しボタン信号機のボタンの位置や高さを改善します。

■違法駐車対策

- ①歩道上および駅前広場等における違法駐車車両の取り締まりや違法駐車防止のための広報活動、啓発活動等を実施します。

その他の事業に関する事項

- ・駅前広場や連絡橋等のバリアフリー化に関する事業は、基本構想の達成に資するため、それぞれの施設管理者が事業の実施に努めることとなります。

■大牟田駅東口駅前広場

- ①既設駐輪場の利用促進と駐輪条例に基づく放置防止の啓発活動と指導及び放置自転車の撤去を行います。
- ②広場内の段差やこう配等を改善し、歩道の平坦性を確保します。
- ③身体障害者用駐車施設を示す案内標識を設置します。
- ④視覚障害者誘導用ブロックを改善します（色、誘導方法）。

■大牟田駅西口駅前広場

- ①既設駐輪場の利用促進と駐輪条例に基づく放置防止の啓発活動と指導及び放置自転車の撤去を行います。
- ②広場内の段差やこう配等を改善し、歩道の平坦性を確保します。
- ③身体障害者用駐車施設を設置します。
- ④視覚障害者誘導用ブロックを改善します（色、誘導方法）。
- ⑤身体障害者対応トイレを改善します。

■西鉄新栄町駅前の広場

- ①自転車・二輪車等の駐車スペースを確保します。
- ②広場内の段差やこう配等を改善し、平坦性を確保します。
- ③身体障害者用駐車・停車スペースを確保します。
- ④視覚障害者誘導用ブロックを改善します（誘導方法）。
- ⑤歩道橋には、手すりおよび視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ⑥広場内の歩行空間を確保します。

■大牟田駅連絡橋

- ①階段部にはエレベーター等の昇降設備を設置します。
- ②視覚障害者誘導用ブロックを改善します（色、誘導方法）。

(3) 交通バリアフリー基本構想の推進について

- ・市民に対して、基本構想の周知を図るとともに、高齢者、身体障害者等を含む市民の意見を取り入れる環境づくりを進めて、各事業者が基本構想に即して策定する様々な事業計画や事業の進捗に対するフォローアップ等を行います。

6. 協議会等の開催経緯

■ 協議会等開催経緯

	開催日	協議内容
第1回協議会	平成13年 8月 9日	・特定旅客施設の設定 ・重点整備地区(案)、特定経路(案)の設定
第1回幹事会	平成13年 9月21日	・バリアフリー現地点検・ワークショップの実施方針の検討
バリアフリー現地点検 ・ワークショップの実施		平成13年10月31日実施、参加者115名
第2回幹事会	平成13年11月30日	・バリアフリー現地点検・ワークショップの結果の報告
第3回幹事会	平成14年 1月18日	・交通バリアフリー基本構想(案)の検討
第2回協議会	平成14年 1月23日	・交通バリアフリー基本構想(案)の作成
パブリック・コメントの実施		平成14年2月1日～2月28日、 意見書提出者190名
第4回幹事会	平成14年 3月20日	・パブリック・コメントのとりまとめ ・交通バリアフリー基本構想(案)の検討
第3回協議会	平成14年 3月27日	・交通バリアフリー基本構想の策定

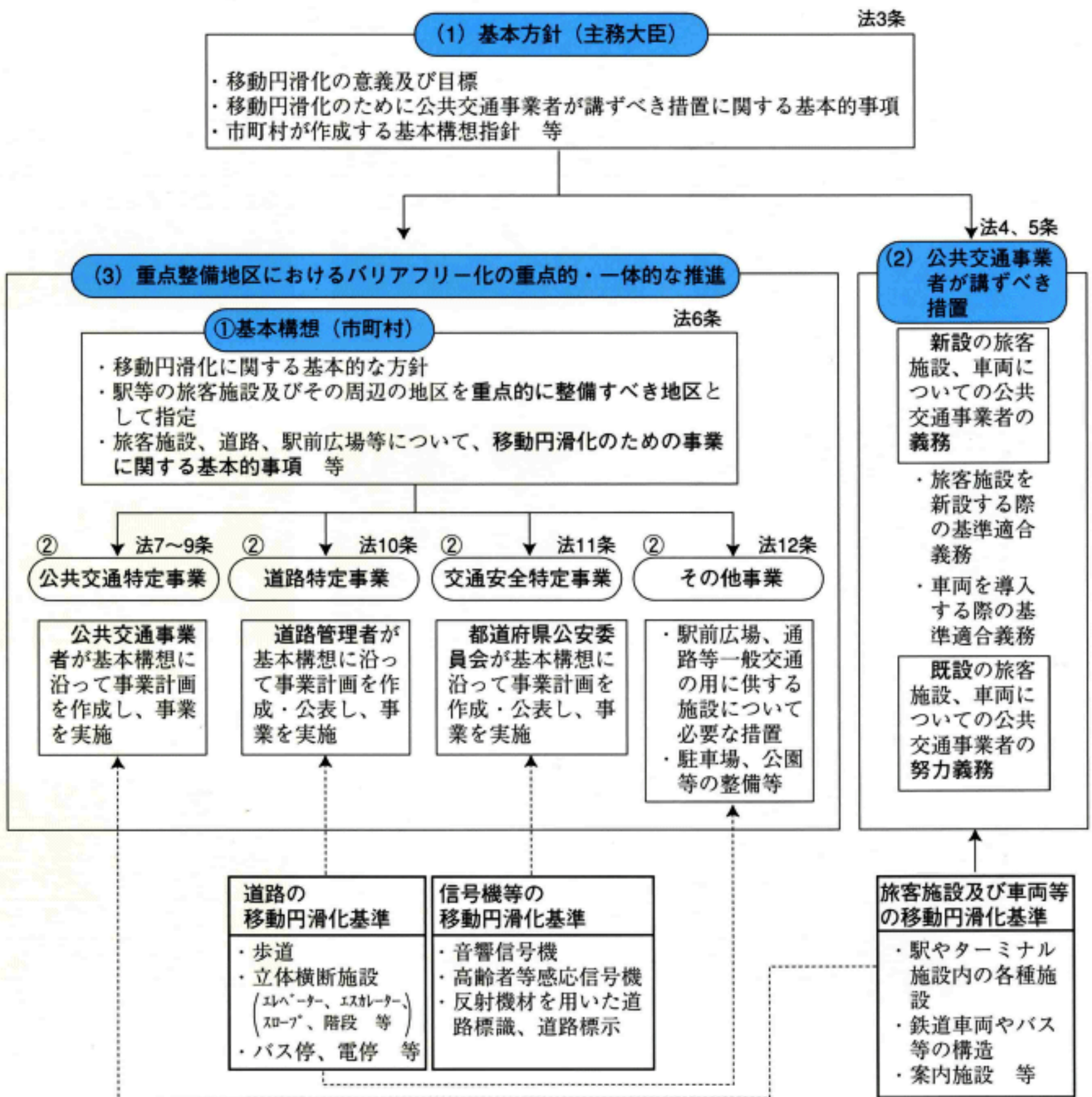
■ 大牟田市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

区分	団体・所属等	氏名
学識経験者	有明工業高等専門学校 教授	新谷 肇一
行政	国土交通省九州地方整備局 福岡国道工事事務所 所長	森 昌文
	国土交通省九州運輸局 企画部地域交通企画課 課長	伊地知 英己
	大牟田警察署 署長	古賀 末吉
	福岡県大牟田土木事務所 所長	塚本 義孝
	大牟田市保健福祉部 部長	中原 厚子
	大牟田市経済部 部長	中園 徳斗士
	大牟田市都市整備部 部長	田中 敬一郎
	大牟田市建設部 部長	山本 一秀
公共交通事業者	九州旅客鉄道株式会社 施設部企画課 担当課長	津高 守
	西日本鉄道株式会社 電車局営業部企画課 課長	松寺 昌文
	西鉄バス大牟田株式会社 代表取締役	山口 正信
電気通信事業者	九州電力株式会社大牟田営業所 営業所長	西野 慎吾
	NTT西日本福岡支店 設備部設備企画部門 部門長	岡 裕孝
経済・市民団体	大牟田商工会議所	徳永 亥三雄
	大牟田住まい・まちづくりネットワーク	川下 和也
	大牟田市障害者協議会	大場 和正
	大牟田市老人クラブ連合会	杉野 益己

事務局：大牟田市都市整備部都市計画課、保健福祉部福祉課、経済部商業観光課

(参考)

■ 交通バリアフリー法の基本的枠組み



注)

- ・ 交通バリアフリー法とは
「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化の促進に関する法律」
(H12. 5. 17 公布、H12. 11. 15 施行)
- ・ 「基本方針」、「基本構想」、「公共交通事業者が講ずべき措置」の具体的な内容等は
「移動円滑化の促進に関する基本方針」
(H12. 11. 15、国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示)
によって示されています。
- ・ また、事業が実施される重点整備地区の中心となる特定旅客施設を定めるための利用者数の判断基準については
「交通バリアフリー法施行令」(H12. 10. 4、政令)
に示されています。
- ・ 旅客施設、電車、バス、道路、信号機等に関する「移動円滑化基準」は関連する省庁の省令や告示で示されています。

【参考写真】

交通バリアフリー現地点検・ワークショップの実施（H13.10.31 実施）

●現地点検風景

2階の駅舎から1階へは階段のみ



（西鉄新栄町駅）

大量の放置自転車でスロープに近づけない



（大牟田駅西口駅前広場）

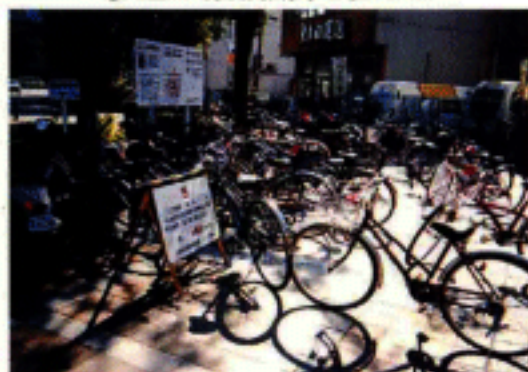
階段とリフトの設置のみ



（大牟田駅連絡橋）

大量の放置自転車

- ・点字ブロックを塞ぐ
- ・歩道の有効幅員を狭める



（大牟田駅東口駅前広場）

側溝も老朽化して有効幅員を確保できない



（県道黄金不知火線）

車いすの通行部分をふさぐ駐車車両



（国道208号市役所前付近）

●ワークショップ風景

問題箇所や快適箇所の整理



バリア&快適マップ



発表



★交通バリアフリー現地点検・ワークショップについて

「交通バリアフリー現地点検・ワークショップ」は市民、行政、公共交通事業者等関係機関および高齢者、身体障害者等の団体 115 名の参加により実施しました。

現地点検の参加者は、年齢、性別、障害部位などが様々であり、その結果、幅広い視点から重点整備地区内の交通バリアフリーに対する問題点を抽出する事ができました。

★表紙について

日本のカルタの歴史はポルトガル人の影響を受けて、16世紀の末ごろ、筑後の三池（現在の大牟田市）で作り始められたといわれています。

文献によれば、三池の住民たちによって作られたカルタは、絵柄の美しさや遊びの面白さなどから、全国に広がり、京の都では特にできのいいカルタのことを「三池」と呼んでいました。

そこで、平成3年4月、大牟田市が日本のカルタ発祥の地であることを宣言しました。

こういったカルタと関係の深い大牟田市では、交通バリアフリー基本構想の表紙にカルタをもちいて、大牟田市の特色を表し基本構想を親しみやすいものとして、市民に読んでいただくため今回の表紙になりました。

表紙等に掲載しているイラストは、大牟田市民憲章の啓発活動の一環として行われた、「市民憲章カルタ絵札募集」（平成13年度応募作品）の中から市内の小中学生の作品を使っています。

★読み札、（作者名 学校名 学年）

- ・ゆめがある 人でにぎわう まちづくり （田中拓也 明治小1年）
- ・ほたる舞う きれいな水の 環境づくり （長坂横枝 大牟田小3年）
- ・むつごろう 有明海を とびはねる （鍋島徹 田隈中1年）
- ・やぶつばき ほのかにかおる 大牟田の花 （近本恵理 田隈中1年）
- ・三池山（やま） かにと大蛇の 物語 （加賀谷美穂 三池小6年）
- ・夏祭り 市民でにぎわう 大蛇山 （北原美加 三池小4年）
- ・いつまでも 語っていこう 燃ゆる石 （加藤宏一朗 上官小5年）
- ・九州の へそだぼくらの 大牟田市 （田尻真子 上官小5年）

※順不同、敬称略、学年は絵札応募時

大牟田市交通バリアフリー基本構想

2002年（平成14年）3月

発行：福岡県大牟田市
編集：大牟田市 都市整備部 都市計画課（TEL0944-41-2782）
経済部 商業観光課（TEL0944-41-2750）
保健福祉部 福祉課（TEL0944-41-2663）
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地